

領域Ⅱ

安心して子供を持つことができ、 子供たちが健やかに育つ環境づくり

領域の目指す社会像

地域、保育所・幼稚園等や学校、職域等、子供を取り巻く社会のすべての人たちが、それぞれの立場と資源を活かして協力し、子供の健やかな育ちを見守り、支援等を行う環境が整っており、すべての子供たちと子育て家庭が、安心して暮らしています。

また、結婚・妊娠・出産の希望を持つ人が、周囲の理解、協力のもと、希望を実現しやすい環境が整っています。

柱1	就労・結婚・妊娠・出産の希望の実現を後押しする環境の整備	
(1)	将来を見通せる経済的基盤づくり	50
(2)	結婚を希望する人への支援	52
(3)	不妊治療等支援体制の充実	54
柱2	妊娠期からの見守り・支援の充実	
(1)	妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり	57
(2)	妊産婦支援・母子保健等の推進	59
(3)	周産期*・小児医療体制の確保	61
柱3	子供の悩みに対する支援・居場所の充実	
(1)	子供のこころのケアの充実	64
(2)	子供の性被害への対策の充実	66
(3)	不登校の子供への支援	68
(4)	ヤングケアラーへの支援	69
(5)	ひきこもり支援等の充実	71
(6)	子供の居場所づくりの推進	73
柱4	多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備	
(1)	子育てを応援する職場環境の整備	76
(2)	質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保	77
(3)	放課後児童クラブ*の充実	79
(4)	共育での推進	80
柱5	子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保	
(1)	みんなで子育て応援の推進	83
(2)	子育て住環境の整備	85
(3)	子供と子育てにやさしいまちづくりの推進	87
(4)	子供の防災の取組の推進	89
(5)	子供の防犯・非行防止の取組の推進	90
(6)	子供の交通安全の取組の推進	92

目指す姿

柱1 就労・結婚・妊娠・出産の希望の実現を 後押しする環境の整備

- ◆ 若い世代や子育て世帯の経済的基盤の安定化と、子育てや教育に係る負担軽減が図られ、また、ライフステージに応じた支援制度の認知が進むことにより、将来への不安が軽減されるとともに、出会いの機会の創出等の支援が講じられ、結婚や、子供を持ちたいという希望を実現しやすい環境整備が進んでいます。
- ◆ 若い世代が結婚や子育てに対してポジティブなイメージを抱き、仕事、結婚、妊娠・出産、子育てなど将来のライフデザイン*を、希望を持って描くことができます。
- ◆ 不妊や不育に悩む人や治療に不安を抱える人が相談しやすい環境が整い、不妊・妊娠に関する正しい知識が浸透し、夫婦が共に若い年齢で不妊検査を受けることができます。
また、治療が必要な場合は、経済的負担を理由に治療を断念したり、選択肢を狭めたりすることなく、仕事とも両立しながら、希望する治療を受けることができる環境整備が進んでいます。

成果指標

- 希望の子供数を持てていない人の割合
31.1% ⇒ 28.0%
- 結婚や子育てにポジティブなイメージを持っている若者の割合
(令和7(2025)年度調査結果を踏まえ設定)
- 不妊検査・不妊治療の助成に係る認知率
68.9% ⇒ 80.0%

柱1

就労・結婚・妊娠・出産の希望の実現を後押しする環境の整備

(1) 将来を見通せる経済的基盤づくり

現 状

- 本県の合計特殊出生率*は、全国平均を上回って推移していますが、減少傾向にあり、令和5（2023）年は過去最低であった平成16（2004）年と並んで1.33となるなど、少子化の進展には歯止めがかけられていません。
- 希望の子供数を持てていない夫婦の割合は31.1%（R5）となっており、その理由としては、経済的な負担・不安が最多となっています。経済的負担の軽減については、「子育て家庭の所得を増やす」「子育て・教育に係る費用を公費で負担する」の両方が重要であると考えの人が最も多く、約5割となっています。（令和5（2023）年度広島県少子化対策・子育て支援に関する調査）
- 令和6（2024）年度に実施した県民アンケートにおいても、結婚や子供を持つことに希望を持てる社会にするために必要な施策、希望の子供数を持てるよう強化すべき施策としては、「妊娠・出産、子育ての経済的負担の軽減」、「夫婦が働きながら子育てしやすい社会や職場環境の整備」が上位であり、また、子供を持ちたいという希望の実現に向けて、公費負担を更に充実させることについて、約9割の人が必要と考えています。（令和6（2024）年度少子化対策・子育て支援に関する県民アンケート）
- 妊娠・出産、子育てに係る全国一律の経済的支援制度としては、出産・子育て応援交付金や3歳以上の幼児教育・保育の無償化*、高校授業料の実質無償化、高等教育の修学支援新制度等が実施されているほか、令和6（2024）年10月からは児童手当の大幅拡充が行われています。県では、これらに加え、独自の経済的支援制度として不妊治療への支援や乳幼児医療費の助成、私立高等学校等の授業料等軽減補助等を行っています。
- 子育てにおける費用面で負担感の大きいものは、高校や大学の修学に必要な費用が上位となっている一方で、高校や大学の修学支援に対する認知度は6割程度にとどまるなど、現行の支援制度について十分に知られていない状況もあります。（令和5（2023）年度広島県少子化対策・子育て支援に関する調査）
- 男女とも、理想のライフコースは両立コース（結婚し、子供を持つが、仕事も続ける）が最多であり（国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」（以下「出生動向基本調査」という。）、女性の出産後の働き方として、正社員で就労継続をした場合、離職して再就職しない場合に比べ世帯の生涯可処分所得が約1.7億円多いとの試算もあります。（令和6（2024）年度第4回「女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム」資料1）

課 題

- 子育てや教育に係る経済的負担を軽減するため、全国一律の経済的支援に加えて、県独自の支援策を効果的に行う必要があります。
- 若い世代や子育て世帯に、ライフステージに応じた経済的支援制度について十分に知ってもらい、将来の経済的負担への不安を軽減する必要があります。
- 子育て世帯の所得を増やし、ライフサイクル全体を通して経済的基盤を安定させるため、男女が共に働きながら子育てしやすい社会や職場環境づくりを進める必要があります。
- 若者が希望する仕事や働き方、暮らしの実現の後押しとなるよう、より多くの魅力的な働く場を創出していくとともに、若者に県内企業に対する理解促進を図るほか、SNS*等を活用した情報発信を更に強化していく必要があります。

取組の方向

- ▶ 全国一律の経済的支援を着実に講じるとともに、更なる拡充について国に働きかけます。また、不妊治療への支援や乳幼児医療費の助成、私立高等学校等の授業料等軽減補助等、県独自の支援策を効果的に組み合わせ、妊娠・出産・子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。
- ▶ ライフステージに応じた支援制度を見える化するとともに、若い世代へのライフデザイン*啓発の機会や子育て世帯への情報発信の機会等を活用し、積極的に周知を進めることで、若い世代や子育て世帯の将来の経済的負担への不安の軽減に取り組めます。
- ▶ 時間や場所にとらわれない柔軟な働き方や個々の能力を発揮できる多様な働き方等、それぞれのライフスタイルに応じて働くことができる労働環境の整備とともに、従業員の働きがいやモチベーションの向上を図る人的資本経営を一層促進します。（領域Ⅱ柱4（1）参照）
- ▶ 育児休業制度の周知を図るとともに、男性育児休業取得促進の取組事例を収集・発信することなどにより、関連する国の認定制度等との連携を図りながら、育児休業を取得しやすい職場環境の整備を促進します。（領域Ⅱ柱4（1）参照）
- ▶ 「ひろしまユニコーン10」プロジェクト*等、スタートアップ企業の創出と成長に向けた支援や、環境・エネルギー、健康・医療関連、半導体関連分野等新たな成長産業の育成等により若者にとって魅力ある働く場を創出します。
- ▶ 地元企業が、仕事内容や地域との関わり、広島で働く魅力等を伝える講座等を実施するとともに、広島で働き暮らすことを考える際の参考となるよう、授業やイベント等で学生と接点を持つ機会を提供するほか、WEBサイトやSNS等を通じた情報発信を行います。

成 果 指 標	現状（R5）	目標（R11）
希望の子供数を持てていない人の割合	31.1%	28.0%
指標の設定趣旨 県民の結婚、妊娠、出産の希望の実現を阻む様々な課題への総合的な対策を実施することが、希望の子供数を持てることにつながると考えられることから、指標として設定しました。		

参 考 指 標	現状（R5）	目標（R11）
行政が行う妊娠・出産、子育て支援に係る経済的支援の認知率	72.7%	80.0%
男性の育児休業取得率*（領域Ⅱ柱4（1）参照）	46.2%	78.0%

柱 1

就労・結婚・妊娠・出産の希望の実現を後押しする環境の整備

(2) 結婚を希望する人への支援

現 状

- 本県においても未婚化が進展しており、20～49歳の各年齢階級の有配偶者率は低下傾向、50歳時未婚率は上昇傾向にあります。
 <50歳時未婚率> 男性 24.2%、女性 15.8%（令和2（2020）年総務省国勢調査）
- 平均初婚年齢は上昇傾向にありますが、婚姻年齢のピークは男女とも25～27歳であり、ここ20年間で大きく変化はしていません。
 <平均初婚年齢> 男性 30.3歳、女性 29.0歳（令和5（2023）年厚生労働省人口動態統計）
- 結婚する意志のある18～34歳未婚者は減少傾向にあり（男性 81.4%、女性 84.3%）、一生結婚するつもりはない割合は増加傾向にあります（男性 17.3%、女性 14.6%）。また、いずれ結婚したいと考えている25～34歳の未婚者について、現在独身でいる理由は男女とも「適当な相手にまだめぐり合わないから」が最多（男 43.3%、女 48.1%）となっています。（出生動向基本調査）
- 赤ちゃんや幼い子供とふれあう機会がよくあった（よくある）人は、そうでない人よりも「いずれ結婚するつもり」と回答する割合が高くなっています。（出生動向基本調査）
- 既婚者が配偶者と知り合ったきっかけは、以前は「友人等を通じて」、「職場や仕事」等が上位でしたが、近年の調査では、「マッチングアプリ」が最多となっており、結婚相手との出会いのきっかけは変化しています。
 <既婚者（直近5年間で結婚）の結婚相手との出会いのきっかけ>
 マッチングアプリ 25.1%、職場等 20.5%、学校 9.9%（令和6（2024）年度こども家庭庁調査）
- 結婚相手の条件として重視する項目は、「人柄」が最多（男性 77.0%、女性 88.2%）、次いで「家事・育児の能力や姿勢」（男性 42.1%、女性 70.2%）、「仕事への理解と協力」（男性 42.0%、女性 55.9%）となっています。（出生動向基本調査）
- 未婚率について、男性では、所得が低いほど高く、非正規職員は正規職員より高い傾向があります。（令和4（2022）年就業構造基本調査）
- 20代の男女について、結婚をしようと思える世帯年収は増加傾向にあるなど、収入に係る結婚のハードルは上昇傾向にあります。（SMBC コンシューマーファイナンス調べ「20代の金銭感覚についての意識調査」）
- 県では、「こいのわボランティア*」の育成や「こいのわ出会いサポートセンター*」の運営を支援し、多様な主体による出会いの場の創出や婚活の社会的気運の醸成・裾野拡大に取り組んでいます。
- ライフスタイルの多様化が進む中で、正しい知識に基づいて、自分自身の望むライフデザイン*を前向きに描くことが重要ですが、15～39歳の未婚者について、7割がライフデザインを学んだことがない状況です。（令和6（2024）年度こども家庭庁調査）

課 題

- 独身でいる理由として「適当な相手にまだめぐり合わないから」を挙げる若者が最も多いため、引き続き、安心して気軽に参加できる出会いの場を設けることにより、結婚を希望する人が婚活に踏み出す後押しを行う必要があります。
- 子育てや教育に係る経済的負担や仕事と子育ての両立への不安等、子供を持つことへのネガティブなイメージが先行していることから、若い世代が、子供・子育てに対する支援制度への認識を高め、ポジティブなイメージを抱き、将来にわたる展望を描けるよう、総合的に取り組む必要があります。

- 少子化の要因の一つである未婚化の背景には、雇用形態を含めた経済的な不安、仕事と子育ての両立への不安、家事・育児の分担への意識等、様々な要因が複雑に絡み合っており影響していると考えられるため、これらの課題を解決するための、より効果的な施策について、引き続き検討していく必要があります。

取組の方向

- ▶ 多様な主体による若者の出会いの機会の創出を支援し、結婚を希望する若者の出会いのきっかけづくりに取り組みます。
- ▶ 若い世代の経済的基盤の安定を図るとともに、ライフステージに応じた支援制度の見える化、子供・子育てに係る様々な体験の機会の提供、ポジティブイメージの情報発信等を通じて、若い世代が、子供・子育てにポジティブなイメージを持つことができるよう、また仕事、結婚、妊娠・出産、子育てなど将来のライフデザインを描けるよう取り組みます。
- ▶ 結婚の希望を実現できていない真の要因について引き続き分析を行い、必要な施策を検討していきます。

成 果 指 標	現状（R5）	目標（R11）
結婚や子育てにポジティブなイメージを持っている若者の割合	令和7（2025）年度 調査予定	調査結果を踏まえ 設定
指標の設定趣旨 支援制度の周知や、様々な体験の機会を提供することが、結婚や子育てにポジティブなイメージを持つことにつながると考えられることから、指標として設定しました。		

参 考 指 標	現状（R5）	目標（R11）
こいのわ出会いサポートセンター会員数	16,950 人	20,018 人

柱 1

就労・結婚・妊娠・出産の希望の実現を後押しする環境の整備

(3) 不妊治療等支援体制の充実

現 状

- 不妊を心配したことがある夫婦は3組に1組以上、不妊検査・治療経験がある夫婦は4.4組に1組で、増加傾向にあります。(出生動向基本調査)
- 年齢とともに妊孕性*は低下し、また不妊の原因の約半数は男性側にあると言われており、夫婦で共に、より早期に検査や治療を受けることが重要ですが、妊娠・不妊症に関する正しい知識の浸透が十分ではない状況があります。
- 令和4(2022)年度から特定不妊治療が保険適用となりましたが、保険の範囲が限定的であることなどにより、依然として経済的負担が大きい人がいます。
- 子供がいない人が希望の子供数を持たない理由として、「欲しいができない」「不妊治療にお金がかかりすぎる」等が上位を占めています。(令和5(2023)年度広島県少子化対策・子育て支援に関する調査)
- 県では、不妊検査・一般不妊治療について、夫婦で共に検査・治療を受けた場合の費用の一部を助成しているほか、特定不妊治療に併せて行われる先進医療等に係る費用の一部を助成しています。国では、現在、研究段階にある不育症の検査を受けた人の検査費の一部を助成しています。
 - <助成件数(R5)>
 - 不妊検査・一般不妊治療：770件
 - 特定不妊治療(先進医療)：1,705件
 - 特定不妊治療(全額自己負担)：315件
- これらの不妊治療・不育症に関する助成制度を知らない人が存在し、そのため制度が活用できていない、また不妊検査・治療に踏み出せていないことが考えられます。
 - <不妊検査・治療の助成制度の認知度(R5 広島県少子化対策・子育て支援に関する調査)>
 - 68.9%
 - <不妊検査・一般不妊治療助成制度の認知度(R5 助成決定者アンケート)>
 - 受診する前に知っていた29.0%、受診後に知った59.1%
- 不妊・不育治療は長期間にわたるなど、治療を受ける人の身体的・精神的な負担・不安が大きい中で、不妊に関する悩みを相談できず抱え込んでいる人がいます。
- 不妊治療と仕事の両立について、両立できた人がいる一方で、不妊治療により働き方を変えたり、仕事をあきらめたりする人がいます。
 - <仕事と治療の両立について(女性)(R5 助成決定者アンケート)>
 - 両立できた65.3%、治療を優先して退職した7.4%、働き方を変えた(異動含む)18.2%
- 広島県性と健康の相談センター*では、男女ともに性や健康に関する正しい知識を身に付け、健康管理を促すプレコンセプションケア*を推進するとともに、併設している広島県不妊専門相談センター*においては、助産師が、不妊・不育に悩む人に寄り添った専門的な支援を行っています。

課 題

- 若い世代や、子供を持つことを希望する人が、不妊に関する正しい知識を身に付け、不妊について不安がある場合は早期に検査を受けることを促す必要があります。
- 不妊治療を受ける人の治療の選択肢が減らないよう経済的な支援を継続するとともに、これらの助成制度の情報を、不妊検査・治療を開始する前の人も含め、必要な人へ届けることが求められています。
- 不妊・不育に悩む人が、相談窓口の情報を得て、専門家等へ相談しやすい環境が必要です。
- 不妊治療に取り組む人(社員)の現状・ニーズについて企業の理解を促し、不妊治療により仕事をあきらめることがない職場環境・風土づくりを促進する必要があります。

- 若い世代や、子供を持つことを希望する人が、男女問わず、プレコンセプションケアの考え方や、妊娠・出産に関する正しい知識を適時に得られる環境が求められています。

取組の方向

- ▶ 妊娠・出産に伴うリスクが低く、出産に至る確率の高い若い年齢で検査を受け、治療を開始できるよう、妊娠・出産や不妊に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、早期の不妊検査に向けた勧奨を行います。
- ▶ 不妊治療に係る選択肢を減らさず、経済的負担を軽減するため、助成制度を継続するとともに、必要な人が活用できるよう、また不妊検査・治療を考えるきっかけとなるよう、医療機関等とも連携し、制度の広報・周知に取り組みます。
- ▶ 不妊や不育に悩む人の精神的負担を軽減するため、広島県不妊専門相談センターによる相談事業を継続して行うとともに、相談しやすい環境づくりに向け、相談窓口の周知を強化します。
- ▶ 不妊治療を受けながら安心して働き続けられる職場環境整備の必要性について、企業への啓発を行うとともに、当事者の心情等に係る職場や周囲の人への啓発に取り組みます。
- ▶ いずれ子供を持ちたいと願う人が、男女ともに、将来の妊娠のことを考えながら健康的な生活ができるよう、プレコンセプションケアに関する普及啓発を行うとともに、不妊に関する情報を得やすい環境づくりを行います。

成 果 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
不妊検査・不妊治療の助成に係る認知率	68.9%	80.0%
指標の設定趣旨 不妊検査・不妊治療の助成事業を知ってもらうことが、夫婦が共に若い年齢で不妊検査を開始する後押しとなり、また、経済的負担を理由に治療を断念したり選択肢を狭めたりすることなく不妊治療を継続することにもつながると考えられることから、指標として設定しました。		

目指す姿

柱2 妊娠期からの見守り・支援の充実

- ◆ 市町のネウボラ拠点と医療機関や保育施設、地域子育て支援拠点*等、子育てに関わる関係機関が一体となって子育て家庭を見守り、支援が必要な家庭を把握した場合は、速やかに適切な支援につなげる「ひろしまネウボラ*」の仕組みが全市町で構築されています。
また、一部の市町では、ネウボラ拠点を含む福祉関係の各部署、小・中学校等が保有している子供や子育て家庭に関する情報を一元化し、AI*によるリスク予測を活用することで、子供の育ちにつながるリスクを早期に把握し、子供や家庭の予防的な支援につなげています。
- ◆ 妊娠や出産、子育てに関する正しい知識が認知され、すべての妊産婦・乳幼児が、必要な健康診査・検査を受け、心身の不調や子育てへの不安について相談することができています。
また、健康診査・検査実施医療機関や相談機関と市町のネウボラ拠点、治療や療育を行う専門機関等との連携体制が構築され、心身の不調や疾患、発育・発達の障害等の可能性のある妊産婦・乳幼児が把握された場合は、市町のネウボラ拠点を中心に継続的なフォローを行い、早期に適切な支援、治療、療育等につなげることができています。
- ◆ 妊産婦及び子供たちが、安心して質の高い周産期*・小児医療を受けることができる体制が確保されています。

成果指標

- 安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合
72.5% ⇒ 82.0%
- 周産期死亡率
直近5年間での平均値が現状値未満
- 小児死亡率
直近5年間での平均値を全国平均値以下で維持

柱2

妊娠期からの見守り・支援の充実

(1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり

現 状

- 核家族化や地域コミュニティの希薄化により、身近に相談ができる人がいないなど、子育ての孤立化が進む中においても、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、本県では、地域の関係機関と一体となって、妊婦や子育て家庭の不安や悩みに寄り添い、見守り、支援する仕組みとして「ひろしまネウボラ*」の構築を進めており、令和6（2024）年度は18市町で実施されています。
 - ひろしまネウボラの実施市町では、面談のタイミングを増やすことや、関係機関からの情報連携を強化することなどにより、子育て家庭のリスクの早期発見・早期支援を行っています。具体的には、乳幼児健康診査*や定期面談に参加していない家庭を積極的にフォローすることにより、ほぼ100%の状況を把握しているほか、面談等を通して支援が必要な家庭を把握した場合は、市町のこども家庭センター*（児童福祉機能）や児童発達支援センター*、専門の医療機関等につながり、関係機関と連携して支援を行っています。
 - しかしながら、乳幼児健康診査時のアンケート結果によると、育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど何らかの解決方法を知っている割合は、7割程度にとどまっています。
 - 児童虐待や不登校等、子供を取り巻く環境によって様々なリスクが生じていますが、福祉部門や学校等、子育て家庭に関わる各部署が保有する情報は、通常、リスクが表面化するまで共有されることはなく、多面的なアセスメント*や機を逸しないフォローが十分に行えていないことがあります。
- ＜児童虐待相談対応件数（県・広島市合計）＞ R1：4,518件 ⇒ R5：6,380件
- 県では、子供の育ちにつながるリスクを早期に把握し、関係者で情報を共有して予防的支援を行う仕組みの構築に、モデル事業として県内4市町で取り組み、これまで把握できなかった子供・家庭の把握と予防的な支援につなげています。

課 題

- 子供を希望する人が安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備に向けて、全県でひろしまネウボラの仕組みを構築する必要があります。
- ひろしまネウボラ実施市町において、ネウボラ相談員がネウボラの価値について共通認識を持ち、子育て家庭との信頼感を構築するために必要なスキルを身に付けるなど、対応の質を向上させる必要があります。また、支援が必要な家庭を把握した場合に、関係機関との連携が円滑に行われるよう、情報共有の仕組みの強化や連携先の充実に努める必要があります。
- 乳幼児健康診査や面談の機会以外でも、子育て家庭がいつでも当たり前に訪れることのできる相談先となるためには、ひろしまネウボラへの認知度を高めることや、ネウボラ拠点の空間に寄り添い感やあたたかみを感じられることが必要です。
- 予防的支援のモデル事業を実施した市町では、各部署が保有する情報を共有することで子供や子育て家庭のリスクの兆候を早期に発見し、支援につなげられていること等を踏まえ、他の市町においても、子育て家庭の情報を一元化して多面的なアセスメントや機を逸しないフォローを行う方法を工夫する必要があります。

取組の方向

- ▶ ひろしまネウボラの評価検証を通して、ネウボラの実施によって得られた効果を見える化するとともに、未実施の市町に示すことで、実施市町の拡大に取り組めます。

- ▶ ひろしまネウボラ実施市町において、ネウボラの価値の浸透を図りながら、ネウボラ相談員が子育て家庭との信頼関係をより深められるよう、子育て家庭に寄り添うための意識やスキルを更に高めるとともに、関係機関との連携を強化するための効果的な仕組みの構築に取り組めます。
- ▶ 子育て家庭にネウボラの理念や役割を理解してもらえるよう戦略的な情報発信に取り組むとともに、子育て家庭にとって、ネウボラ拠点の空間が寄り添い感やあたたかみのあるものとなるよう、市町の取組を支援します。
- ▶ 予防的支援のモデル事業の実施により構築した仕組みやノウハウ等を活用して、福祉と教育の情報共有等により就学後も含めて子供たちを多面的・継続的に見守り・支援する市町の取組を後押しします。

成 果 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合	72.5%	82.0%
指標の設定趣旨 ひろしまネウボラや予防的支援の取組によって、子育て家庭が多面的に見守られ、支援が必要な場合は、速やかに適切な支援につなげられることが、安心して妊娠、出産、子育てができると思うことにつながることから、指標として設定しました。		

参 考 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど何らかの解決方法を知っている者の割合	71.0%	80.0%
ひろしまネウボラの基本型を実施している市町数	17 市町	23 市町

柱2

妊娠期からの見守り・支援の充実

(2) 妊産婦支援・母子保健等の推進

現 状

- 本県の母親の平均出産年齢は、平成 27（2015）年以降は大きな変化はないものの上昇傾向にあり、令和 5（2023）年では 35 歳以上での出産が約 27%となっています。また、20 歳未満で人工妊娠中絶をする人が一定割合（2.9（女子人口千対））いる状況にあります。（厚生労働省「人口動態調査」「衛生行政報告例」）
 ＜第 1 子出産年齢（母親）＞ R1：30.1 歳 ⇒ R5：30.4 歳
- 核家族化の進展等により、産前産後の身体的・精神的に不安定な時期に、家族等の助けが十分に得られず、不安や孤立感を抱く母親や、うつ状態の中で育児を行う母親が存在しており、市町では、産後の母親を対象とした産婦健康診査*や、産後ケア*が行われています。
 ＜産婦健康診受診率（R5）＞ 1 回目（産後 2 週目安）89.6%、2 回目（産後 4 週目安）70.0%
 ＜産婦健康診査（1 回目）での要支援産婦割合＞ R5：6.4%
- 県では、心身の不調や子育てへの不安を抱えた妊産婦が、経済的負担を理由に産前・産後のケアを受けることをためらわないよう、市町の産後ケア事業や産前・産後サポート事業等の利用者負担の半額助成を令和 2（2020）年度に開始し、利用者は年々増加しています。
 ＜産後ケア延利用者数（R5）＞ 2,715 人
- 乳幼児健康診査*を受診していない子供が一定割合存在しており、一部の子育て家庭において、養育状況を把握するため、児童虐待部門等との連携を図り、家庭訪問等の支援が行われています。
 ＜乳幼児健康診査未受診率（R5 暫定値）＞ 1 歳半：4.2% 3 歳：5.6%
- 広島県新生児・小児聴覚検査フォローアップセンター*及び精度管理システムを用いた要精密検査児のフォローアップや、低出生体重児*の保護者に対するリトルベビーハンドブック*の配布等、発育、発達、疾患等の配慮が必要な乳幼児や保護者への支援を関係機関と連携して行っています。
- 国において、母子保健情報のデジタル化、住民、医療機関、自治体の間で母子保健情報を迅速に共有・活用するための情報連携基盤（PMH：Public Medical Hub）の整備等、母子保健 DX が推進されています。
- 広島県性と健康の相談センター*においては、電話やメール、オンライン等様々な方法で、妊娠・出産や子育て、女性の健康等に係る相談に幅広く対応しており、不安を抱える人への支援につなげています。
 ＜広島県性と健康の相談センター相談延件数（R5）＞ 618 件
- 子供の健やかな発育のためにも、妊娠前からの心身の健康づくりと基本的な生活習慣、適正体重の維持、妊娠中や授乳期に喫煙や飲酒をしないことが重要ですが、実践できていない場合があります。
 ＜妊娠中の飲酒率（R4）＞ 0.6% ＜妊婦の喫煙率（R4）＞ 1.8%
- 乳幼児期*は、親子間の会話や体験の共有等を通じて言葉や自己肯定感が発達する重要な時期ですが、泣いたりぐずったりする子供に應えるため、テレビやスマートフォン等の ICT*端末に頼りすぎてしまう親がおり、子供の健やかな育ちへの影響が懸念されています。

課 題

- 健康診査等について、すべての妊産婦・乳幼児の受診に至っておらず、妊産婦や乳幼児に対する健康診査・検査の意義について理解を促し、受診につなげる必要があります。
- 支援が必要な妊産婦や乳幼児が早期に十分な支援につながるできていない場合があるため、妊産婦や乳幼児に対する健康診査・検査等の実施状況や結果を関係機関が把握し、対象者を漏れなくフォローする体制の円滑な運用を進める必要があります。

- 産後ケア事業においては、実施施設が限られている等の理由から、利用要件を制限している市町もありますが、支援体制を強化し、心身の不調や子育てへの不安を抱える妊産婦等が必要なケアを受けられるようにする必要があります。
- 妊産婦が、妊娠・出産に関する正しい知識に基づいて心身の健康を保ち、不安が生じた場合はいつでも相談し、必要な支援を受けられるよう、妊娠・出産に関する正しい知識や相談窓口、支援制度等を認識してもらう必要があります。
- 学童期へ向けた予防的観点から、乳幼児期における適切なＩＣＴ端末の利用等について普及啓発が求められています。

取組の方向

- ▶ 「ひろしまネウボラ*」や市町母子保健担当課を通して、妊産婦や乳幼児が健康診査を確実に受診するよう働きかけるとともに、未受診者の把握や受診勧奨を市町が児童虐待部門と連携して取り組む体制の構築を促進します。
- ▶ 全国的な母子保健ＤＸの動きも注視しながら、健康診査・検査結果等の効果的な利活用や関係機関と共有する仕組みを検討するとともに、市町や医療機関等との連携を強化し、早期に適切な支援、治療、療育、フォローにつなげる体制の充実を図ります。
- ▶ 産後ケア施設の広域利用や整備促進、アウトリーチ型ケアの充実等により、産後ケア事業の提供体制を強化するなど、産前・産後の妊産婦への支援体制の充実に取り組みます。
- ▶ 妊娠・出産に関する支援制度や相談窓口の情報発信を強化するとともに、妊娠中の喫煙・飲酒が母体や胎児へ影響するリスク等、妊娠・出産に関する正しい知識の周知やプレコンセプションケア*に関する普及啓発に取り組みます。
- ▶ 子育てにスマートフォンを利用すること、ＩＣＴ端末が乳幼児の発育・発達に与える影響等について学ぶ機会の提供に取り組みます。

成 果 指 標	現状（R5）	目標（R11）
安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合 【再掲】	72.5%	82.0%
指標の設定趣旨 ひろしまネウボラや予防的支援の取組によって、子育て家庭が多面的に見守られ、支援が必要な場合は、速やかに適切な支援につなげられることが、安心して妊娠、出産、子育てができると思うことにつながることから、指標として設定しました。		

参 考 指 標	現状（R5）	目標（R11）
産婦健康診査（１回目）受診率	91.1%	100.0%
産後、退院してからの１か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができた者の割合	84.1%	92%
新生児聴覚スクリーニング検査で要精密となった児の精密検査受診率	95.0% (R4)	100.0%

柱2

妊娠期からの見守り・支援の充実

(3) 周産期*・小児医療体制の確保

現 状

- 周産期死亡率は令和元（2019）年～令和5（2023）年までの5年間平均で3.2（全国3.3）、小児死亡率は令和元（2019）年～令和5（2023）年までの5年間平均で0.16（全国0.18）となっており、いずれも全国平均を下回っています。
- 周産期の医療体制については、ハイリスクの妊娠・分娩に対応するため、県内2施設を総合周産期母子医療センター*に指定、8施設を地域周産期母子医療センターに認定し、県内7つの二次保健医療圏*をカバーしています。また、新生児集中治療室（NICU*）は県内に67床あります。
- 小児の医療体制について、軽傷等の対応（小児初期救急）は住民に身近な地域の「在宅当番医」や「休日夜間急患センター*」、入院治療の対応（小児二次救急）は「小児救急医療拠点病院」や「病院群輪番制方式等」により休日・夜間の診療体制を確保しています。また、複数の診療科にわたる重篤患者については「救命救急センター*」（三次救急）が広域的に対応しています。
- 産科・小児科の医師数は大きな伸びはなく、特に病院勤務の人口あたり医師数は全国平均を下回っており、負担が大きい状況となっています。

＜産婦人科・産科 病院：26.8人（全国31.5人）	診療所：20.5人（全国17.5人）＞
＜小児科 病院：58.6人（全国76.1人）	診療所：49.3人（全国46.6人）＞

課 題

- 出生数の減少や医師の高齢化等による分娩取扱施設や小児科開業医の減少等により、周産期・小児医療体制の維持が困難になっていくことが懸念されています。
- また、出産時の母親の年齢上昇等によるハイリスク妊娠・分娩や合併症の増加等により、周産期母子医療センターの負担が大きくなっています。
- さらに、小児の二次救急医療機関を訪れる患者のうち、9割以上が軽症であることが以前より指摘されており、休日・夜間の診療に当たっている病院の医師等の負担増大の要因となっています。その結果、24時間365日の小児救急医療体制を維持していくことが困難となる恐れがある地域もあります。
- 産科医師・小児科医師については、女性医師の割合が高いことから、不足している保育施設の確保等、出産・子育て世代が就業を継続できる体制を整える必要があります。

取組の方向

- ▶ 限りある資源と効率的な医療提供や医師の働き方改革の観点から、各圏域の中核となる病院において医療資源の集約化・重点化を進め、医療機能（高度・専門的な医療、救急）の維持・強化を図るとともに、その他の医療機関においても、分娩を取り扱わない医療機関は妊婦健診等を、正常分娩を扱う医療機関等はローリスク妊娠・分娩を安全に実施するなどの役割分担を行います。
- ▶ 小児医療体制については、地域の実情に応じた初期救急体制を検討し、二次救急を担う医療機関等の取組を引き続き支援します。三次救急は、高度医療・人材育成拠点の整備等により、高度で専門的な医療を提供できる体制の確保につなげます。
- ▶ 産科医師・小児科医師の確保については、広島県地域医療支援センター*による総合的な医師確保対策とともに、産科医師については、医療機関が支給する分娩手当等処遇改善の取組を支援することにより、確保と定着を図ります。
- ▶ また、本県が設定している大学「地域枠」等により地域医療を担う医師の育成と、地域のニーズと医療資源の適正配置を踏まえ、医師の確保を進めます。

- ▶ 産科及び小児科は女性医師の割合が高いことから、広島県地域医療支援センターによる女性医師等の就業等の支援や医師の長時間労働の解消に向けた勤務環境改善のための支援を行います。

成 果 指 標	現状（5年平均 R 元-R5）	目標（R11）
周産期死亡率 （妊娠 22 週以降の死産と生後 1 週未満の死亡の合計）（出産 1,000 対）	3.2 （全国 3.3）	直近 5 年間での 平均値が 現状値未満
小児死亡率（15 歳未満）（小児人口 1,000 対）	0.16 （全国 0.18）	直近 5 年間での 平均値を全国平均 値以下で維持
指標の設定趣旨 周産期死亡率を現状値未満、小児死亡率を全国平均値以下で維持することが、安心して質の高い周産期・小児医療を受けられていることにつながると考えられることから、指標として設定しました。		

目指す姿

柱3 子供の悩みに対する支援・居場所の充実

- ◆ 様々なニーズや特性を持つ子供・若者が安全で安心して過ごすことのできる場が整備され、学校内外での相談支援体制が充実するとともに、困難を有する子供・若者が身近な地域で年齢階層で途切れることなく必要な支援を受けられる環境整備が進み、子供・若者がひとりで悩みを抱え込まず、自分にとって相談しやすい窓口とつながっています。
- ◆ 子供や保護者が子供の性被害に関する知識や意識を高め、性犯罪に巻き込まれることを未然に防止することができる力を身に付けるとともに、性犯罪・性暴力被害者が、被害を抱えず、相談窓口相談できています。
- ◆ ヤングケアラーとその家族が、地域や様々な関わりの中で見守られながら、それぞれの意向や希望に応じて必要な支援を受けることができ、ヤングケアラー本人の学業や友人関係、将来等への不安、ならびに家族全員が日々の生活に不安を感じることなく暮らすことができます。

成果指標

- 悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合
 小学5年生：4.8% ⇒ 2.4%
 中学2年生：7.3% ⇒ 3.6%
- ヤングケアラーについて知っている人の割合
 37.0% ⇒ 70.0%

柱3

子供の悩みに対する支援・居場所の充実

(1) 子供のこころのケアの充実

現 状

- 検索連動広告やSNS*を活用したバナー広告等を通じた相談窓口に関する情報発信により、各種相談窓口（こころのライン相談@広島県や、思春期こころの電話相談等）における子供・若者世代からの相談件数は増加しており、これらの相談窓口がこころの悩みを解消するための受け皿となっています。
- 暴力行為やいじめをはじめとする問題行動や不登校、中途退学等の生徒指導上の諸課題が大きい学校をサポート実践校に指定し、教員を加配（1名）するとともに、学校訪問や連絡協議会等を通して、組織的な生徒指導体制及び教育相談体制の構築に向けた指導を行いました。【再掲】
 <いじめの認知件数（公立小・中・高・特別支援学校*）>
 R3：5,399件 ⇒ R4：5,618件 ⇒ R5：6,045件
 <中途退学率（公立高等学校）>
 R3：1.0% ⇒ R4：1.1% ⇒ R5：1.2%
- スクールカウンセラー*（SC）やスクールソーシャルワーカー*（SSW）の配置を拡充するとともに、各スーパーバイザー*等を活用した連絡協議会（研修）を開催し、専門性の向上に取り組むなど、教育相談体制の充実を図りましたが、学校からSC及びSSWの配置要望が増えています。【再掲】
 <SC・SSWの配置・派遣>
 R6：SCを全校に配置
 R6：SSWを50中学校（区）、4県立高校に配置（県内を4エリアに分けて各エリアの拠点校に配置してエリア内の全校を支援対象）

課 題

- 県内における30歳未満の自殺者数は令和5（2023）年で62人（警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成資料（R5））と令和元（2019）年以降横ばいで推移しており、こころの悩みの解消につながる相談窓口のより効果的な広報と、相談対応や支援に係るスキルの向上に取り組むとともに、子供の自殺危機を察知した際に適切な対応を行うことのできる支援体制づくりを進める必要があります。
- 暴力行為やいじめをはじめとする問題行動を繰り返す児童生徒が一定程度存在する中、児童生徒の特性や背景に応じた生徒指導が十分に行われていません。【再掲】
- SC、SSWが不足し、また、専門性が高まっていないなど、教育相談体制が十分に整備されていません。【再掲】

取組の方向

- ▶ 子供・若者世代からのこころの相談窓口に係る、相談者のニーズ把握と、ニーズに応じた相談手段の充実や、ICT*を活用した効果的な広報に取り組むとともに、こどもの自殺危機に地域の関係機関が連携して対応できる関係づくりを進めます。
- ▶ 研修等を通じ、児童生徒の特性や背景に応じた生徒指導方法の共有や問題行動の未然防止に係る取組を充実させるなど、生徒指導に係る各学校及び各市町教育委員会の指導力を向上させます。【再掲】
- ▶ SC、SSWの人材を確保し、専門性の向上を図るなど、教育相談体制を充実させます。【再掲】

成 果 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合 (小学5年生)	4.8%	2.4% (R10)
悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合 (中学2年生)	7.3%	3.6% (R10)
指標の設定趣旨 困りごとや悩みごとがあるとき、相談できる相手がいることや相談先を知っていることが、子供たちの孤独や不安を解消し、安心して暮らせる社会の実現につながると考えられることから、指標として設定しました。		

参 考 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
「こころのライン相談@広島県」の若年層 (40歳未満) 相談件数	1,921 人/年 (R3)	3,700 人以上/年 (R9)
いじめの解消率 (公立小・中・高・特別支援学校) 【再掲】※	71.1%	83.7% (R7)

※ いのち支える広島プラン (R5～R9) において、最終目標達成見込年度を令和 9 (2027) 年度に設定している。

※ 広島県教育委員会主要施策実施方針 (R3～R7) において、最終目標達成見込年度を令和 7 (2025) 年度に設定している。

柱3

子供の悩みに対する支援・居場所の充実

(2) 子供の性被害への対策の充実

現 状

- 県内の児童買春・児童ポルノ禁止法事犯や児童福祉法による淫行させる行為、青少年健全育成条例による淫行・わいせつ行為における子供の性被害者数は、年間 100 人前後で推移しており、子供のスマートフォン利用の増加に伴い、SNS*に起因するケースが約半数を占めています。
- 内閣府調査によると、「無理やり性交等をされた経験」のある者のうち、被害に遭った時期が子供・若者の割合が8割を占めています。また、被害にあった時期が18歳未満である者が3割であり、小学生段階で被害に遭った者も1割います。
- 法務省調査によると、犯罪等の被害に遭いながらも捜査機関に申告しなかった者の割合について、窃盗は5割、暴行・脅迫は6割である一方で、性暴力は8割となっており、性暴力被害は潜在化する特徴があります。
- 性被害に関する相談窓口として、平成29(2017)年度に「性被害ワンストップセンターひろしま*」を設置していますが、認知度が13.7%(R5)にとどまっています。
- 学校現場においては、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、文部科学省が推進する「生命の安全教育」について、各学校の実態に応じて実施しています。

課 題

- 子供のインターネット利用が増加する中、SNS等を介したトラブルや犯罪に巻き込まれる危険性が高いことから、子供や保護者の情報リテラシー*の向上が必要です。
- 子供が使用するスマートフォンについて、有害情報の閲覧等を防止するためのフィルタリング*の有効性やカスタマイズについての認識が高まっていないため、利用が進んでいません。
- 性犯罪・性暴力被害者について、子供・若者がボリュームゾーンであるが、これらの層が性被害ワンストップセンターひろしまにつながるための効果的な情報発信ができていません。
- 判断能力が不十分である子供については、被害を認識することや、自ら被害を申し出ることが困難であるため、特に年齢の低い小学生への啓発強化を図っており、今後も継続的な取組が必要です。
- 性犯罪・性暴力を根絶していくためには、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育と啓発を継続して行っていくことが重要であることから、各学校において「生命の安全教育」をより効果的に実施していく必要があります。

取組の方向

- ▶ 関係機関と連携し、広島県青少年健全育成条例を適正に運用するとともに、性被害の未然防止に繋がるよう、広報啓発を実施します。
- ▶ フィルタリングの利用促進等、インターネットの適正な利用について、子供の発達段階に応じた啓発活動を実施するとともに、関係機関・団体と連携し、保護者や青少年活動に携わる人等に対する広報啓発を実施します。
- ▶ 子供・若者が被害を抱えず、相談窓口相談できるようにするため、デジタル技術を活用した情報発信等、性被害ワンストップセンターひろしまに関する広報啓発を強化します。
- ▶ 「生命の安全教育」について、研修等で好事例を共有することや、外部講師による研修を実施するなど、取組の充実を図ります。

成 果 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合 (小学5年生)	4.8%	2.4% (R10)
悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合 (中学2年生)	7.3%	3.6% (R10)
指標の設定趣旨 困りごとや悩みごとがあるとき、相談できる相手がいることや相談先を知っていることが、子供たちの孤独や不安を解消し、安心して暮らせる社会の実現につながると考えられることから、指標として設定しました。		

参 考 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
子供の性被害者数 (児童買春・児童ポルノ禁止法事犯、児童福祉法による淫行させる行為、青少年健全育成条例による淫行・わいせつ行為の計)	84 人	前年比減
「性被害ワンストップセンターひろしま」を知っている人の割合	13.7%	19%

柱3 子供の悩みに対する支援・居場所の充実

(3) 不登校の子供への支援

現 状

- 令和5（2023）年3月に、国において「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について（COCOLO プラン）」が策定されるなど、不登校児童生徒に対する教育の機会を確保することの重要性が高まっています。【再掲】
- 本県では、令和元（2019）年度から校内に教育支援センター*（SSR）を設置し、不登校、不登校傾向及び特別な支援が必要と考えられる児童生徒への支援を行う不登校SSR推進校を指定し、教員を1名加配するとともに、指導主事による学校訪問や連絡協議会の開催等を通して、不登校の未然防止及び不登校等児童生徒の社会的自立に向けた取組の強化・充実を図っています。【再掲】

課 題

- 不登校、不登校傾向であったり、特別な支援が必要と考えられたりする児童生徒一人一人の状況に応じて、安心して社会とつながって生活できたり、学んだりすることができる場所の充実が必要です。【再掲】

取組の方向

- ▶ 校内に教育支援センター（SSR）を設置している学校の拡充や県教育支援センターと市町教育支援センターのネットワークの構築による教育支援センターの取組の充実、さらには、フリースクール*等民間団体との連携等を通じ、不登校等児童生徒や保護者にとって、より身近で安心でき、個々の児童生徒に応じて学ぶことができる多様な居場所を整備することにより、学びにアクセスできない児童生徒ゼロを目指します。【再掲】

成 果 指 標	現状（R5）	目標（R11）
不登校児童生徒への支援の結果、好ましい変化が見られた児童生徒の割合（公立小・中学校）【再掲】	56.3%	53.3% (R7)
指標の設定趣旨 近年、不登校児童生徒の割合が上昇傾向にある中、在籍学級以外の居場所づくり等を進め、学びにアクセスできない児童生徒をゼロにしていくことが、すべての児童生徒の能力と可能性を最大限高め、社会的自立や社会参加の実現につながると考えられることから、指標として設定しました。		

※ 広島県教育委員会主要施策実施方針（R3～R7）において、最終目標達成見込年度を令和7（2025）年度に設定している。

柱3

子供の悩みに対する支援・居場所の充実

(4) ヤングケアラーへの支援

現 状

- ヤングケアラーとは、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」とされています。
- 県の調査(R5)では、世話をしている家族が「いる」と回答したのは小学5年生で25.7%、中学2年生で14.0%であり、このうち、世話をしている家族が父母・祖父母の場合、小学5年生で9.8%、中学2年生で5.1%でした。また、国の調査(R2・3)でも同様に、家族の世話をしている子供が一定数存在することがわかっています。
- ヤングケアラーの課題は、本人や家族に自覚がない場合や周囲が気づかないために表出化しづらいという特徴があり、必要な支援につながりにくく、また、家庭内の様々な事情により本人等が相談や支援を希望せず、本来必要な支援から遠ざかっている場合もあります。
- 県の調査(R5)では、「自分はヤングケアラーにあてはまる」と回答したのは小学5年生で1.6%、中学2年生で1.0%でした。また、ヤングケアラーにあてはまるかどうか「わからない」の回答は、小学5年生で29.6%、中学2年生で22.8%でした。
- 県では、ヤングケアラーの認知向上と理解促進を図るため、広島県公式ホームページにおいて、ヤングケアラーについての基本知識や、県内市町等の相談窓口を紹介する専用ページを開設して、当事者を含めた関係者への情報発信を行う等を進めています。

課 題

- 子供が家事や家族の世話をすることは、家庭内での役割として一般的に行われていることであり、思いやる気持ちや責任感等を育むことにもつながる一方、重すぎる責任や作業等の過度な負担は、学業や友人関係、将来の進路等に影響が出てしまうことが懸念されます。
- ヤングケアラーへの支援は、表出化しづらい必要な支援につながりにくい特徴を踏まえるとともに、本人・家族が抱える家庭内の様々な課題に対して、当事者の思いを尊重しつつ、関わりのあるすべての人が、適切に手を差し伸べて支えていくことができる仕組みや体制を構築していくことが必要です。

このため、各家庭の課題に寄り添った支援を行うために、教育・福祉分野等の専門機関に関わらず、日々の暮らしに関わるすべての関係者に対して、この問題に関する正しい理解を一層促進するとともに、各関係者の役割を明確化した適切な支援が提供される必要があります。

取組の方向

- ▶ 当事者が助けを求める声をあげやすくなるよう、本人・家族への意識啓発や、ヤングケアラーへの県民理解を促進する啓発活動に取り組みます。
- ▶ 見過ごされがちなヤングケアラーの存在が確実に認知され、適切な支援に結び付けられるよう、学校関係者や福祉関係者等への研修等を通じて、課題の早期発見と対応力の向上を図ります。
- ▶ 本人・家族がその意向や希望に応じた支援等を受けられるよう、相談窓口の周知に取り組むとともに、関係機関の役割分担を整理し、関係者間での情報共有と緊密な連携等を図る体制づくりが進むよう市町支援に取り組めます。

成 果 指 標	現状 (R6)	目標 (R11)
ヤングケアラーについて知っている人の割合	37.0%	70.0%
指標の設定趣旨 ヤングケアラーは表出化しづらい特徴があることから、地域等の中で「気づき」・「寄り添い」・「支える」ことにつながるには、まずは、関係者をはじめとしたすべての人にヤングケアラーの認知や理解が広がる必要があると考えられるため、指標として設定しました。		
参 考 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
ヤングケアラーへの理解促進や支援体制づくりに取り組む市町数（研修会等の開催市町数）	13 市町	23 市町

柱3

子供の悩みに対する支援・居場所の充実

(5) ひきこもり支援等の充実

現 状

- 不登校、ひきこもり、若年無業者（ニート）、非行等の問題は、相互に関連し、様々な課題を複合的に抱えている場合があります。
 - ひきこもり支援については、県内に3か所設置しているひきこもり相談支援センターにおいて、相談支援や訪問支援、居場所づくり等に取り組んでいます。さらに、より身近なところで支援を受けることができるよう、全市町において相談窓口が明確化されており、居場所づくり等の支援の取組が進められています。
 - ひきこもり状態にある人やその家族は複雑化・複合化した課題を抱えており、中には不登校からひきこもりになることで支援につなぐことが困難となるケースもあります。
 - また、就業構造基本調査（総務省統計局）によると、令和4（2022）年の県内の若年無業者（ニート）は約1万4千人存在しています。
 - 国が設置した広島地域若者サポートステーション（若者交流館）において、国の事業と連携し、若年無業者（ニート）の職業的自立に向けた支援を行っています。
 - 平成27（2015）年度に始まった生活困窮者自立支援制度により、市町において様々な支援を包括的かつ計画的に行う「自立相談支援事業」のほか、学習支援や生活習慣の改善等の支援を行う「子どもの学習・生活支援事業」、ただちに就労が困難な人への一般就労に向けた支援として、基礎能力を養う「就労準備支援事業」等の任意事業を行っていますが、取組状況は市町によって異なります。また、県では雇用による就業を目指し、就労の機会を提供する「就労訓練事業」の認定を行っています。
- ＜子どもの学習・生活支援事業（任意事業）の実施市町数＞ R5：14市町
- ＜就労準備支援事業（任意事業）の実施市町数＞ R5：12市町
- 不登校、ひきこもり、若年無業者（ニート）、非行等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、行政と民間団体で構成する「子ども・若者支援協議会*」を設置しています。

課 題

- ひきこもり支援については、子供・子育て、教育、生活困窮といった分野別の制度や支援の仕組みの充実を図るとともに、分野横断的なネットワークづくりを進めていく必要があります。また、より身近なところで支援を受けられるよう、各市町のひきこもり支援に関する資源に応じた取組の促進とともに、様々な相談支援ニーズに対応できるひきこもり支援従事者の育成を図っていく必要があります。
- 広島地域若者サポートステーション（若者交流館）では、若年無業者（ニート）の職業的自立に向けて、本人やその家族に支援情報が行き届くよう、関係機関と連携して周知を図るとともに、相談等の支援に時間を要する利用者には、引き続き個別ニーズに応じた対応を行っていく必要があります。
- 体制の確保が困難等の理由により、生活困窮者自立支援制度に基づく任意事業が実施されていない市町があります。
- 子ども・若者支援協議会において、分野の枠を超えた情報共有や連携強化を図っていますが、複雑化・複合化した困難に引き続き対応するため、更なる連携の促進が必要です。

取組の方向

- ▶ 地域の実情を踏まえたネットワークづくりを促進し、市町や関係機関と連携・協働を図り、切れ目のない支援を実現するために、広島ひきこもり相談支援センターや県立総合精神保健福祉センターと連携して、市町や関係機関との連絡協議会、従事者向けの人材育成研修を開催し、情報共有や好事例の横展開を図ります。
- ▶ 広島地域若者サポートステーション（若者交流館）において、引き続き、関係機関と連携し、若年無業者（ニート）の職業的自立を図るため、本人や家族への相談支援や、職場見学・作業体験・臨床心理士による相談等、きめ細かな支援に取り組めます。
- ▶ 生活困窮者自立支援制度に基づく事業について、市町への助言や好事例の情報共有等により、円滑な事業実施と任意事業の実施を促進します。
- ▶ 子ども・若者支援協議会を活用し、保健医療、教育、福祉、雇用といった個別分野の枠を超えた情報共有や連携・協力の促進、構成団体における支援内容の充実を図る取組を推進します。

成 果 指 標	現状（R5）	目標（R11）
悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合（小学5年生）	4.8%	2.4% (R10)
悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合（中学2年生）	7.3%	3.6% (R10)
指標の設定趣旨 困りごとや悩みごとがあるとき、相談できる相手がいることや相談先を知っていることが、子供たちの孤独や不安を解消し、安心して暮らせる社会の実現につながると考えられることから、指標として設定しました。		

参 考 指 標	現状（R5）	目標（R11）
若者交流館利用者の就職等決定者数	176人	160人

柱3

子供の悩みに対する支援・居場所の充実

(6) 子供の居場所づくりの推進

現 状

- 地域における子供の居場所は、学齢期*以降では、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の生活・遊びの場である、「放課後児童クラブ*」や、保護者の就労状況に関わりなく、地域住民等の参画を得て、地域の子供が学習や体験活動等を行う場である「放課後子供教室*」があるほか、民間主体の子供食堂*、生活困窮世帯の子供への学習支援の場、ひとり親家庭等を対象とした生活・学習支援の場等があります。
- 国は「放課後児童対策パッケージ」において、子供の多様な居場所づくりの推進に向け、放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型を推進しています。
- また、すべての子供を対象とした遊びや学びの拠点として、公民館、図書館等の社会教育施設や、児童館等の児童厚生施設が活用されているほか、インターネット空間（SNS*やオンラインゲーム等）も居場所の1つとなっています。
- 令和5（2023）年度に実施した「子供の生活に関する実態調査」では、悩みごとがあるとき相談できる相手がいないと回答した子供が一定数おり、そういった子供は、相談相手がいる子供に比べて、日々の生活への満足度が低くなっています。
 - ＜困りごとや悩みごとを「だれにも相談できない、相談したくない」と回答した児童生徒の割合（R5 年度）＞ 小学5年生：4.8% 中学2年生：7.3%
 - ＜相談できる人の有無別の生活満足度の平均値（10段階評価）（R5 年度）＞
 - （相談できる人がいる） 小学5年生：7.92 中学2年生：7.26
 - （相談できる人がいない・相談したくない）小学5年生：5.80 中学2年生：5.12
- また、「子供の生活に関する実態調査」では、子供食堂や無料の学習教室等の「居場所」を「あれば利用したい」と思っている子供は2～4割おり、これらの「居場所」を利用したことのある子供では、6～8割が良い変化があったと感じています。
- 子供・若者を取り巻く課題が多様化・複雑化する中、子供・若者が自身の課題を抱え込んで孤独になってしまわないよう、多様なニーズに応じた多様な居場所が求められるようになっていきます。

課 題

- 居場所とは、子供・若者本人が決めるものである一方、居場所づくりは第三者が中心となっていくものであり、両者には隔たりが生じ得るため、居場所づくりに当たっては、地域の既に居場所となっている資源の把握や、子供・若者のニーズを把握したうえで進める必要があります。
- 子供・若者が多様な居場所の存在を知っていることが、安心感や、実際に不安や悩みを抱えた際の行きやすさにもつながることから、居場所の情報を可視化し、子供・若者自身が見つけ、選びやすくする必要があります。
- 居場所によっては、参加者が行政の支援が必要な環境にいる場合もあり、居場所の特性に応じ、関係機関との連携が求められます。

取組の方向

- ▶ 地域の資源や子供・若者のニーズを把握するとともに、立ち上げ・運営に係る補助、地域のネットワークづくり支援等により、地域における子供・若者の居場所づくり・運営を支援します。
- ▶ 多様な居場所の情報を可視化し、子供・若者自身が居場所の存在を認識できる環境整備を進めます。

成 果 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合（小学5年生）	4.8%	2.4% (R10)
悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合（中学2年生）	7.3%	3.6% (R10)
指標の設定趣旨 困りごとや悩みごとがあるとき、相談できる相手がいることや相談先を知っていることが、子供たちの孤独や不安を解消し、安心して暮らせる社会の実現につながると考えられることから、指標として設定しました。		

参 考 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
地域における子供の居場所の数（子供の居場所となることを目指して創られた場所の数）	令和7（2025）年度 調査予定	調査結果を踏まえ 設定

※ 上記参考指標については、毎年度の状況を把握するため、令和7（2025）年度から調査を実施予定。

目指す姿 柱4 多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備

- ◆ 多くの県内企業において働き方改革の自律的な取組が定着するとともに、ライフスタイルの変化に応じて短時間勤務やテレワーク*等の時間や場所にとらわれない柔軟で多様な働き方を選択できる制度が定着して利用されるなど、男性・女性に関わらず、県内の子育て中の従業員が、自分の職場は子育てしやすい環境であるという実感が高まっています。
- ◆ また、特に、乳幼児期*における男性従業員の育児への参画については、育児休業制度の利用を希望する男性が、躊躇することなく自らの選択で、積極的に育児休業を取得できる職場環境となるなど、男性従業員が十分に子育てに携わることができています。
- ◆ 保育需要に基づく施設整備や多様化する保育ニーズに応じた保育環境の整備が進み、保育を必要とする子供がいつでも保育所、認定こども園*等に入所することができています。
 保育施設では、必要な保育士が確保されるとともに、研修の受講や職責に応じた処遇改善、職場環境の改善等を通して、保育士のスキルアップや離職防止が図られることで、保育の質が向上し、子育て家庭が安心して子供を預けられる環境が整っています。
- ◆ 全市町で希望した児童が、利用要件を満たせばいつでも放課後児童クラブ*を利用することができて、安心して過ごせる生活や遊びの場が提供されています。
- ◆ 男女が共に主体的に家事や子育てに参画する「共育て*」への理解が社会全体で進み、家庭内で家事・育児の負担が女性に偏っている傾向が改善されています。

成果指標

- 男性の育児休業取得率*
46.2% ⇒ 78.0%
- 保育所の待機児童*数（4/1時点）
0人 ⇒ 0人
- 放課後児童クラブの低学年待機児童数（10/1時点）
21人 ⇒ 0人
- 家事・育児を頑張っている男性の割合（パートナーによる評価）
43.1% ⇒ 70%

柱4

多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備

(1) 子育てを応援する職場環境の整備

現 状

- 働き方改革の意義を経営者が認識し、働き方改革に取り組んでいる企業の割合は近年増加傾向にあるとともに、働きやすさのみならず、従業員の働きがい向上に取り組み、生産性向上や人材確保等の経営メリットにつなげている企業の割合は37.1%（令和3（2021）年度）から44.6%（令和5（2023）年度）に増加するなど、働き方改革を企業成長に生かす取組が広がりつつあります。
- 一人当たりの有給休暇取得率は59.6%（令和3（2021）年度）から65.4%（令和5（2023）年度）に増加するとともに、コロナ禍を経て、テレワーク*等のデジタル技術を活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方が普及するなど、男性・女性に関わらず子育て中の従業員が子育てしやすい職場環境の整備が進んでいます。
- 広島県における令和5（2023）年度の男性の育児休業取得率*は46.2%と、全国値(30.1%)を上回るなど上昇傾向で推移しています。また、令和4（2022）年4月1日から改正育児・介護休業法が段階的に施行され、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備や男性の育児参画に対する意識醸成が進んだことから、男性が育児休業を取得しやすい職場環境づくりが着実に進んでいます。

課 題

- コロナ禍を契機に普及したテレワーク等、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方や働きやすい職場環境づくりに取り組む企業は広がっているものの、働きがい向上に取り組み、経営メリットにつなげている企業は未だ少ない状況にあります。
- 県内企業の男性育児休業取得率は全国値を上回って上昇傾向で推移しているものの、職場の制度整備や育休中のフォロー体制が不十分などの状況があり、依然として女性の育児休業取得率に比べて低い水準にとどまっています。
- 一方で、改正育児・介護休業法の施行に伴い、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備や男性の育児参画に対する意識醸成が進んでおり、このことを契機に希望する男性が育児休業を取得しやすくするための職場環境づくりをさらに推進する必要があります。

取組の方向

- ▶ 時間や場所にとらわれない柔軟な働き方や個々の能力を発揮できる多様な働き方等、それぞれのライフスタイルに応じて働くことができる労働環境の整備とともに、従業員の働きがいやモチベーションの向上を図る人的資本経営を一層促進します。【再掲】
- ▶ 育児休業制度の周知を図るとともに、男性育児休業取得促進の取組事例を収集・発信することなどにより、関連する国の認定制度等との連携を図りながら、育児休業を取得しやすい職場環境の整備を促進します。【再掲】

成 果 指 標	現状（R5）	目標（R11）
男性の育児休業取得率	46.2%	78.0%
指標の設定趣旨 男性の育児休業取得率の上昇は、男性従業員が子育てに携わることができる職場環境となり、乳幼児期*における男性の子育て参画の増加につながると考えられることから、指標として設定しました。		

柱4

多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備

(2) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保

現 状

- 幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる認定こども園*の設置が進んでいます。
 <認定こども園の設置数> R2:196 施設 ⇒ R6:263 施設
- 保育所、認定こども園の整備や保育コンシェルジュの配置による入所調整の円滑化等により、令和6（2024）年4月1日時点において待機児童*はゼロとなっています。
 <保育所の待機児童数> R2.4:39人 ⇒ R6.4:0人
- 広島県保育士人材バンク*を通じた保育士の確保等により県全体の就業保育士数は増加していますが、特定の地域への保育ニーズの集中や配置基準の見直し等により保育士不足が生じているほか、保育士の早期離職や一斉退職等の問題も生じています。
 <広島県保育士人材バンク*のあっせんによる就業数（累計）>
 R3.3.31:1,750人 ⇒ R6.3.31:2,111人
- 保護者の働き方の多様化等に応じ、延長保育*や夜間・休日保育、一時的に保育を必要とする保護者のための一時預かりや病児保育*等、ニーズが多様化しています。
- 保育所、認定こども園等に所属する教員・保育士等が、県が開催している保育士等キャリアアップ研修に参加し、職責に応じた保育の質の向上が図られています。
- 自然保育*が保育サービスの選択肢の一つとなり、子供たちがより安心して自然保育を体験できるようになることを目的として平成29（2017）年度に創設した「ひろしま自然保育認証制度*」の認証団体が県内14市町において64団体に達するなど、自然保育の導入の目的が周知されることにより、保護者が自然保育を選択できる機会が増えています。
 <ひろしま自然保育認証制度の認証団体数> R2:37団体⇒ R6:64団体（4月1日時点）
- 幼児教育・保育の無償化*により、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者に加えて、幼稚園の一時預かり保育の利用者、認可外保育施設指導監督基準を満たす認可外保育施設の利用者（市町から保育の必要性の認定を受けた者に限る）について、施設利用料が無償化されています。

課 題

- 今後も、4月1日時点における待機児童ゼロを継続する必要があります。
- 市町において、保護者の働き方に合った保育サービスが紹介されるよう、マッチングの円滑な実施や多様な保育ニーズ（延長保育、病児保育、夜間保育、休日保育）への対応について支援する必要があります。
- 保育士の配置基準の改正やこども誰でも通園制度*（乳児等通園支援事業）の創設等により、今後さらに保育士が必要となるため、引き続き、必要な保育士の確保に努めるとともに、保育士の処遇改善や離職防止のための職場環境づくりを推進する必要があります。
- 自然保育においては、5つの力*をはぐくむ教育・保育が実践される必要がありますが、「ひろしま自然保育認証制度」の認証団体によっては、自然保育の活動にばらつきがあります。
- 国において幼児教育・保育の無償化の対象外となっている0～2歳児保育について、独自に保育料を軽減する自治体が全国的に増加していますが、県内では一部の市町にとどまっています。

取組の方向

- ▶ 市町の子ども・子育て支援事業計画（令和7（2025）～11（2029）年度）に基づく保育需要に応じた支援を行うとともに、多様化していく保育ニーズに対応できる保育環境の整備に取り組みます。

- ▶ 潜在保育士や休職中の保育士に対し、市町やハローワークが実施する就職説明会等を通じて県保育士人材バンクの周知と登録の推奨を行い、登録者の増を図るとともに、学生の保育士としての就業への意欲を高め、必要な保育士の確保に努めます。
- ▶ 受講が処遇改善の要件である保育士のキャリアアップ研修を実施し、保育士の処遇改善を図るとともに、研修を通じた保育士・保育教諭・幼稚園教諭等の資質向上に取り組み、働き続けるインセンティブを付与していきます。
- ▶ 職場環境改善研修の実施や、施設が自己評価を行い、職場環境の改善を図るよう意識付けしていくことにより、離職防止のための職場環境づくりの推進に取り組みます。
- ▶ ひろしま自然保育推進交流会の開催や、安全管理研修及び自然体験活動アドバイザー派遣事業の実施により、自然保育の理解を深め、質の底上げに取り組みます。
- ▶ 0～2歳児の保育料の完全無償化等、先行的に取り組んでいる自治体への財政的支援を国に働きかけるなど、保育料の負担軽減が進むよう取り組みます。

成 果 指 標	現状 (R6. 4. 1)	目標 (R11. 4. 1)
保育所の待機児童数 (4/1 時点)	0 人	0 人
指標の設定趣旨 保育所の待機児童が発生していないということは、いつでも安心して子供を預けて働くことができることにつながっていると考えられることから、指標として設定しました。		

成 果 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン*に掲げる5つの力が育まれている年長児の割合【再掲】	82. 2%	80. 0% (R8)
指標の設定趣旨 子供が育つ環境に関わらず、本県のすべての乳幼児に「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれ、その後の教育の基礎が培われていることが、本県が目指す「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」の育成に重要であることから、指標として設定しました。		

※ 「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン（第2期）(R4～R8)において、最終目標達成見込年度を令和8（2026）年度に設定している。

参 考 指 標	現状 (R6)	目標 (R11)
就業保育士数	14, 580 人 (R5. 10)	13, 879 人
認定こども園の設置数	263 施設 (R6. 4)	307 施設

柱 4

多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備

(3) 放課後児童クラブ*の充実

現 状

- 「放課後児童クラブ」は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童が安心して過ごせる場所として、学校の空き教室や児童館等を活用して、市町が運営している施設であり、共働き世帯の増加等に伴い、登録児童数が増加するとともに、施設整備が進んでいる一方で、一部の市町において、需要と供給のミスマッチにより待機児童*が発生しています。

＜放課後児童クラブの待機児童発生市町数＞ R2.5：6市町 ⇒ R6.5：4市

- 放課後児童クラブの質の向上のため、令和2（2020）年度から、放課後児童支援員*は認定資格研修の受講が必須となったことから、県では、放課後児童支援員認定資格研修を実施し、市町ニーズを踏まえた人材養成を行っています。

課 題

- 希望する低学年の児童が誰でも利用できるよう、地域のニーズに応じた放課後児童クラブが整備される必要があります。
- 放課後児童クラブの運営に必要な支援員の確保に苦慮している市町も多く、安定的な運営に向けた人材の確保や育成が求められています。

取組の方向

- ▶ 放課後児童クラブの施設の新設や老朽化に伴う改築の整備に努め、市町の施設整備を支援します。
- ▶ 放課後児童クラブの安定的な運営に必要な人員を確保するため、支援員の認定資格研修及び資質向上研修に取り組むとともに、好事例の横展開や保育士人材バンク*登録者に向けた求人情報の提供により、市町の人材確保を支援します。

成 果 指 標	現状（R6.10.1）	目標（R11.10.1）
放課後児童クラブの低学年待機児童数（10/1時点）	21人	0人
指標の設定趣旨 放課後児童クラブの待機児童が発生していないということは、いつでも安心して子供を預けて働くことができることにつながっていると考えられることから、指標として設定しました。		

参 考 指 標	現状（R5）	目標（R11）
放課後児童支援員認定資格研修受講者数（単年）	391人 （R6.3.31）	394人

柱4

多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備

(4) 共育て*の推進

現 状

- 共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要です。
- 従業員が考える仕事と家庭の両立のために重要なこととして、「年次有給休暇を取得しやすくすること」が最も多く、次いで多いのは、男性は「時間外労働を少なくすること」、女性は「育児・介護、家事等を家族が分担」となっています。（令和5（2023）年度広島県職場環境実態調査）
- 男性の家事・育児関連時間は増加傾向にありますが、令和3（2021）年では女性の約4分の1であり、女性に負担が偏っている傾向があります。（令和3（2021）年社会生活基本調査）
 <家事・育児関連時間・男性（広島県）> H23：75分 ⇒ R3：101分
 <家事・育児関連時間・女性（広島県）> H23：478分 ⇒ R3：412分
- 夫の家事・育児時間が長いほど、妻の就業継続割合が高く、第2子以降の出生割合も高い傾向があり（第11回21世紀成年者縦断調査）、また、男性の家事・育児参画が高い国ほど、出生率が高い傾向があります（Doepke, et al (2022)）。
- 本県調査において、希望どおりの子供の数を持てた理由として、心情的な理由が大きく、次いで家事・育児の分担、親等からの協力となっており、家事・育児の分担、親等からの協力は、女性（18～34歳）で特に大きい傾向が見られています。（令和5（2023）年度広島県少子化対策・子育て支援に関する調査）
- 本県調査において、男性自身が家事・育児を頑張っていると思っているのは46.8%、頑張っていないと思っているのは20.8%、パートナーから見て頑張っていると思っているのは43.1%、頑張っていないと思っているのは30.4%となっています。（令和5（2023）年度広島県少子化対策・子育て支援に関する調査）
- 家事・育児を頑張っていないと思う理由について、男性自身は、仕事が忙しい（35.6%）が最も高く、次いで仕事を頑張っているから、家事・育児スキルが不十分との回答割合が高く、パートナーから見て回答割合が最も高かったのは「家事・育児を自分事だと思っていないから」（49.4%）となっています。（令和5（2023）年度広島県少子化対策・子育て支援に関する調査）

課 題

- 共働き世帯が増加する中、家庭内での家事・育児の負担が一方に偏ることのないよう、男女が共に主体的に家事・育児に参画する意識を持ち、実践していく必要があります。
- 就労環境や組織風土の改善により、男女が共に仕事、家事、子育てに参画していくことを職場が応援し、その主体的な参画を社会全体で後押ししていく必要があります。

取組の方向

- ▶ 当事者の意識啓発や行動変容につながる情報発信等を通じて、男性の家事・育児への参画を促進し、家庭内での女性の家事・育児の負担軽減につなげていきます。
- ▶ 当事者だけでなく、若い世代や企業、社会全体の意識改革を進め、「共育て」の定着を図っていきます。
- ▶ 時間や場所にとらわれない柔軟な働き方や個々の能力を発揮できる多様な働き方等、それぞれのライフスタイルに応じて働くことができる労働環境の整備とともに、従業員の働きがいやモチベーションの向上を図る人的資本経営を一層促進します。【再掲】

- ▶ 育児休業制度の周知を図るとともに、男性育児休業取得促進の取組事例を収集・発信することなどにより、関連する国の認定制度等との連携を図りながら、育児休業を取得しやすい職場環境の整備を促進します。【再掲】

成 果 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
家事・育児を頑張っている男性の割合（パートナーによる評価）	43.1%	70.0%
指標の設定趣旨 家庭内の状況は様々であり、夫婦が互いに納得して家事・育児の分担をすることが重要であるため、パートナーからの評価での「家事・育児を頑張っている男性の割合」が上昇することが、女性の負担軽減や「共育で」の意識の定着状況を表すと考えられることから、指標として設定しました。		

参 考 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
男性の家事・育児関連時間 ※社会生活基本調査のうち、「6歳未満の子供がいる世帯」で「子供と夫婦からなる世帯」	101 分／日 (R3 調査)	200 分／日 (R13 調査)
協力し合って家事・育児をしている割合 ※乳幼児健診問診表のうち「お子さんのお母さんとお父さん（パートナー）は協力し合って家事・育児をしていますか」で「そう思う」の割合（R6 から新設）	R6 県内実績が 判明次第記載 (R7 秋頃予定)	R6 全国実績を 踏まえて設定 (R8. 1 頃予定)

目指す姿

柱5 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

- ◆ 地域の子育て支援者・団体等による様々な子育て支援活動が活発に行われ、親子が安心して過ごせる場や交流・相談の機会が充実しています。
また、こうした多面的な見守りを通して、支援が必要な子育て家庭が把握された場合は、市町のネウボラ拠点と連携して必要な支援につなげることができる仕組みが構築されています。
- ◆ 企業・団体等が、子育て家庭向けのサービスの提供に自主的に取り組むなど、子育て家庭にやさしいサービスが社会に定着し、子育て家庭が子連れで外出しやすい環境づくりが進んでいます。
- ◆ 子育てしやすい仕様や立地環境を備えた住宅の普及や、公共交通機関や都市公園のバリアフリー^{*}化等、子育て家庭が暮らしやすい環境整備が進んでいます。
- ◆ 子供たち一人一人が、地震や台風等の自然災害のメカニズムや予想される被害についての理解を深め、災害の危険に際して、主体的に判断し、適切に行動する力が身に付いています。
- ◆ 学校、保護者、地域住民、事業者、関係団体、行政等が協働・連携し、犯罪防止教室等の充実や学校・通学路等における安全の確保等、地域ぐるみで子供を守る取組が行われており、子供たち一人一人に、ルールを守ることの大切さや物事の善悪を判断する力、子供や保護者の情報リテラシー^{*}等が醸成され、犯罪被害に遭うことを未然に防ぐことができる力や、加害者にもならない力が身に付いています。
- ◆ 家族ぐるみ、地域ぐるみの交通安全教育等により、子供たち一人一人に、交通社会の一員として、交通ルールの遵守と交通マナーが身についており、交通事故を起こさず、また、交通事故から自分自身を守ることのできる力が身に付いています。

成果指標

- 地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合
76.3% ⇒ 80.0%

柱5

子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

(1) みんなで子育て応援の推進

現 状

- 個人を重視する価値観の変化、ライフスタイルの多様化、グローバル化等により、子供・子育て家庭が抱える悩みは複雑化、多様化しています。
- 育てにくさを感じた時の解決方法を知らない保護者や、子育てに関して相談できる相手がいない保護者が存在しており、不安や悩みを相談できる人や場が必要とされています。
 - ＜育てにくさを感じた時に何らかの解決する方法を知っている割合(R4)＞
 広島県 71.4%（全国 80.1%）（乳幼児健康診査*問診回答、3つの健診時の平均）
- 市町が主体となり、乳幼児と保護者が交流し、相談・情報提供を行う「地域子育て支援拠点*」の設置や、緊急時等に子供を預かる「ファミリー・サポート・センター事業*」等、地域子ども・子育て支援事業*に取り組んでいます。
 - ＜地域子育て支援拠点数＞ R1:155 ⇒ R5:176
- 子育て家庭や妊産婦が、オンラインで交流・相談できる場として「オンラインおしゃべり広場」や「助産師オンライン」を令和2（2020）年から開始し、外出に不安のある家庭等、様々な理由で対面以外での交流・支援を希望する保護者や妊産婦が、交流できる場・支援を受けられる場の整備が進んでいます。
 - ＜オンラインおしゃべり広場実施窓口数(R5)＞ 182箇所
 - ＜助産師オンライン相談件数(R5)＞ 229件
- 子育てポータルサイト「イクちゃんネット*」を通じ、妊娠・出産、子育てに関する各種支援制度や手続き、相談機関、地域の子育てサークル、イベント情報等、子育て家庭が必要とする情報をワンストップで提供しています。
 - ＜イクちゃんネットアクセス数(R5)＞ 263,968 ユーザー
 - ＜Kids☆めるまが会員数(R5 末時点)＞ 53,865 名
- 企業や店舗等が、授乳室やおむつ替えスペース、子供向け食事メニュー等、子供や子育て家庭にやさしいサービスを提供する「子育て応援 イクちゃんサービス*」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時、加盟店舗数が減少しましたが、新規登録店舗の開拓により、令和5（2023）年度以降は増加に転じ、令和5（2023）年度末時点の加盟店舗数は6,757店舗となっています。
- 社会全体で妊産婦や子供、子育て中の人を応援しようという意識を持つことについて、「必要だと思う」が90.8%（県政世論調査(R5)）である一方、応援されていると感じている子育て家庭は25.8%（少子化対策・子育て支援に関する調査(R5)）であり、ギャップが存在しています。
- 行政のサポートが得られない時に「応援されていない」と感じる人が多く（49.7%）、関連行政サービスを利用したことがある、知っている人は、応援されていると感じる割合が高い傾向があります。
 - ＜応援されていると感じる割合（例：産後ケア*の利用経験・認知別）＞
 利用したことがある場合 57.5%、知っている場合 32.2%、知らない場合 15.4%
- こども家庭庁において、地域社会・企業等様々な場ですべての人がこどもや子育て中の人々を応援する「こどもまんなか*アクション」の推進により、社会全体の意識改革が図られており、本県においても、同庁が掲げる「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、令和6（2024）年6月に、県と県内23市町、賛同企業・団体とが共同で「こどもまんなか応援サポーター」への就任宣言を行いました。

課 題

- 子育て家庭のニーズの多様化、支援内容・サービスが認知されていないこと等により、必要な支援やサービスに結び付けられていない場合があるため、ニーズに対応した多様な選択肢を提供し、相談窓口や交流場所等の一層の周知を図る必要があります。
- 子育て家庭が気軽に交流・相談できる場を地域に充実させるとともに、日常的な交流・相談の機会を通じて、支援を必要とする子育て家庭を把握した場合は、着実に適切な支援につなげる必要があります。
- 地域社会、企業等様々な場で、年齢、性別を問わず、すべての人が子供や子育て中の人を応援するといった社会全体の意識改革を進め、行動を促すことにより、子育て当事者が応援されていると実感できるような社会にしていける必要があります。

取組の方向

- ▶ 子育てに関する必要かつ正確な情報を、子育て家庭のニーズに沿った形で、またワンストップ、タイムリーに届けられることができるよう、情報にアクセスしやすい環境を作り、情報を発信していきます。
- ▶ 市町等と連携し、地域子育て支援拠点の設置や、子育て支援の担い手の確保・育成を支援するほか、対面だけでなく、電話やオンライン等、様々な方法で交流や相談ができる環境を整備し、子育て家庭に必要な支援につなげられるよう地域の子育て支援者・団体等と市町のネウボラ拠点・母子保健担当部署の連携を促進します。
- ▶ 「こどもまんなか」の趣旨の県民・企業等への啓発、「子育て応援 イクちゃんサービス」のさらなる普及促進等を通して、様々な主体が子供や子育て家庭を支援する行動を後押しし、子供を持たない人、子育てを終えた人も含め、地域、企業等、社会全体で子育てを応援する気運を醸成します。

成 果 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合	76.3%	80.0%
指標の設定趣旨 地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定しました。		

参 考 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
地域子育て支援拠点数	176	185
イクちゃんサービス登録店舗数	6,757 店舗	7,357 店舗
イクちゃんサービス認知度	65.1%	70%
Kids☆めるまが会員数	53,865 名	76,369 名

柱5

子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

(2) 子育て住環境の整備

現 状

- 子育てに配慮した住環境の整備を通じ、家族にとって魅力的な生活環境の創出を図ることを目的に、子育てスマイルマンション認定制度*を平成25（2013）年4月に創設しています。
- 認定マンションの購入者に対する住宅ローンの金利優遇策等による特典を付与することなどにより、目標（令和6（2024）年度末3,000戸）に向けて、令和5（2023）年度末までに51件2,805戸を認定しておりますが、近年、年間の認定件数が減少傾向にあります。
 ＜子育てスマイルマンション認定戸数（累計）＞ H30：2,037戸 ⇒ R5：2,805戸
- 「結婚して、子育てをする人生設計が可能となる」環境づくりを住居の面から支援することを目的に、所得の低い世帯が県営住宅に入居できる機会を増やすため、県営住宅における新婚世帯の入居優遇制度を平成24（2012）年2月から開始しています。
- 県営平成ヶ浜住宅では保育施設を併設し、子育て世帯を対象とした期限付き優先入居を実施しています。また、令和6（2024）年5月から、利便性及び居住性の高い住宅について、子育て世帯に限定した公募を開始しています。
- これらの優遇措置を活用した県営住宅への入居戸数は令和5（2023）年度末で累計513戸となっています。
 ＜県営住宅における新婚・子育て世帯の優先入居戸数（累計）＞
 H25：219戸 ⇒ H30：452戸 ⇒ R5：513戸

課 題

- 住宅ローンの低金利により、金利優遇策等のインセンティブの効果が低くなり、認定件数が減少傾向のため、子育て世帯と事業者ともにメリットのある制度や広報へ見直す必要があります。
- 近年の分譲マンションにおいては、整備水準の底上げにより、認定基準を満たす周辺環境や建物性能が標準的となっており、市場の動向や子育て世帯のニーズを分析し、認定基準を見直す必要があります。
- 新婚世帯の入居優遇の適用を希望する申込者が減少しており、住まいを探す際に県営住宅が選択肢に入っていない可能性があることから、情報発信方法を見直す必要があります。

取組の方向

- ▶ 子育てスマイルマンションの効果的な広報やインセンティブを見直すとともに、子育てしやすい住環境の重要性や事例等の情報発信を行います。
- ▶ 事業者及び子育て世帯のニーズや、生活様式の多様化、社会環境の変化等を踏まえた認定基準の見直しを検討し、子育てしやすい住環境を整備します。
- ▶ 県営住宅における新婚・子育て世帯の入居の優遇措置について、SNS*を活用した広報に取り組み、対象世帯の入居を促進します。

成 果 指 標	現状（R5）	目標（R11）
地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合	76.3%	80.0%
指標の設定趣旨 地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定しました。		

参 考 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
子育てスマイルマンションの供給戸数（累計）	2, 805 戸	3, 500 戸
県営住宅における新婚・子育て世帯優先入居戸数（累計）	513 戸	633 戸

柱5

子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

(3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの推進

現 状

- 低床路面電車やノンステップバス*等の車両については、事業者が県・市町の支援や国庫補助制度を活用し、計画的に導入を進めています。
 ＜低床バスの導入率＞ R1:80.9% ⇒ R5:93.1%
- 鉄道駅のバリアフリー*化については、国庫補助制度を活用し、利用者が一定以上の鉄道駅や市町の中心的な鉄道駅等で、市町とJRが連携し整備を進めています。
 (R6年度 山陽本線2駅(新井口・西高屋)バリアフリー化予定)
- 子育て家庭が利用しやすい都市公園となるよう多目的トイレの設置等園内のバリアフリー化の推進に取り組んでいます。
- 平成30(2018)年7月に「健康増進法」が改正され、受動喫煙*の防止対策が強化されたことを踏まえ、本県においても子供を受動喫煙から守る観点から、令和2(2020)年4月から県独自の上乗せ規制を実施し、学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校等)及び児童福祉施設等においては敷地内完全禁煙となっています。

課 題

- 鉄道駅や旅客施設のバリアフリー化の施設整備に多大な経費が必要となることから、事業開始の協議が整うまで時間を要しています。
- 子育て家庭が安全かつ安心して利用できるように都市公園内の園路やトイレ等のバリアフリー化を推進する必要があります。
- 望まない受動喫煙に遭遇した人の割合は、令和5(2023)年度は29.5%であり、平成29(2017)年の50.7%と比較すると減少しているものの、望まない受動喫煙のない社会を実現することができていません。

取組の方向

- ▶ 低床バス、低床路面電車等の車両については、今後も更に導入が進むよう事業者へ助言を行うとともに、鉄道駅や旅客施設のバリアフリー化については、引き続き計画通り導入が進むように鉄道事業者や沿線市へ働きかけます。
- ▶ 子育て家庭が利用しやすい都市公園の実現に向けて、国や市町と連携し、都市公園施設のバリアフリー化を推進していきます。
- ▶ 保健所と連携し、飲食店をはじめとする施設等に健康増進法や条例による屋内禁煙等の遵守について指導を徹底するとともに、出前講座等により受動喫煙のリスクについて周知します。

成 果 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合	76.3%	80.0%
指標の設定趣旨 地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定しました。		

参 考 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
低床バス導入率 ※1	93.1% (R5)	100%
旅客施設のバリアフリー化率 ※2	87.0% (R5)	100%
うち鉄軌道駅のバリアフリー化率	86.3% (R5)	100%
都市公園の園路・広場のバリアフリー化率	48.5% (R4 末)	50.0%
都市公園の便所のバリアフリー化率	27.9% (R4 末)	30.0%
都市公園の駐車場のバリアフリー化率	54.5% (R4 末)	68.0%
望まない受動喫煙の機会を有する人の割合の減少 ※3	29.5%	望まない受動喫煙 のない社会の実現 (R17)

※1 乗合バス車両（基準の適用除外の認定を受けた車両を除く）のうち、ノンステップ・ワンステップバスの割合

※2 1日当たりの平均的な利用客が3,000人以上である旅客施設（鉄軌道駅、バスターミナル等）のうち、段差解消・誘導ブロック・便所等がバリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準に適合するように行われているものの割合

※3 健康ひろしま21（第3期）で定めている目標値

柱5

子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

(4) 子供の防災の取組の推進

現 状

- 県内の小学校の全児童を対象に、マイ・タイムライン（自らの防災行動計画）を活用した出前講座の実施等により防災教育を推進し、防災意識の向上を図っています。
- さらに、防災意識の更なる定着を図るため、中学校については、令和5（2023）年度に制作した防災eラーニング教材を活用し、防災教育を展開しています。
- 公立学校においては、災害の状況に応じて子供が主体的に行動する避難訓練の実施等、取組が着実に進んでいます。
 $\lt$ 災害の状況に応じて、子供が主体的に行動する避難訓練の実施率 $\gt$
R3：93.6% $\Rightarrow$ R4：95.4% $\Rightarrow$ R5：97.0%
- また、子育て家庭の防災意識の向上に向け、いざという時に命を守るスキルやその備え等を学ぶ、子育て中の親子を対象とした防災講座にも取り組んでいます。

課 題

- 災害は想定を超えた事態が発生する可能性があるため、子供が主体的に判断し、適切に行動する力を身に付けさせる必要があります。

取組の方向

- ▶ 引き続き、自然災害の危険が迫った際に、子供達が主体的に判断し、適切な行動をとることができるよう、効果的で実効性の高い防災教育を推進していきます。

成 果 指 標	現状（R5）	目標（R11）
地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合	76.3%	80.0%
指標の設定趣旨 地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定しました。		

参 考 指 標	現状（R5）	目標（R11）
災害の状況に応じて、幼児児童生徒が主体的に行動する避難訓練の実施率 ※	97.0%	100% (R7)

※ 広島県教育委員会主要施策実施方針（R3～R7）において、最終目標達成見込年度を令和7（2025）年度に設定している。

柱5

子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

(5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進

現 状

- 子供を取り巻く県内の犯罪情勢について、刑法犯全体の認知件数は20年間減少を続けていましたが、令和4（2022）年から増加に転じています。
 ＜刑法犯認知件数*（総数）＞ R2：11,726件 ⇒ R5：14,188件
- 子供に対する声掛け事案等の把握件数は、増加傾向にありましたが、高止まりしています。
 ＜子供対象声掛け事案等把握件数＞ R2：986件 ⇒ R5：1,072件
- 情報化社会の進展に伴い、インターネット利用が子供の生活の一部となったことから、性的又は暴力的な内容、覚醒剤や大麻等の規制薬物等の有害情報に接触する機会が増えるとともに、SNS*等を介した子供のトラブルや犯罪被害も生じている状況にあります。
 ＜SNSに起因する被害児童数＞ R2：63人 ⇒ R5：45人
- 非行少年総数は長期的に見れば減少傾向にありますが、令和4（2022）年に増加に転じ、令和5（2023）年の非行少年総数は888人で、前年比で13.4%増加しており、新型コロナウイルス感染症の拡大前の水準に戻りつつあります。そのうち小・中学生の非行少年数は430人で48.4%を占めています。
 ＜非行少年総数＞ R2：807人 ⇒ R5：888人
- 令和5（2023）年中の非行少年総数に占める中・高校生の割合は58.3%を占めており、低年齢からの規範意識の醸成が求められています。
 ＜非行少年総数（中学生・高校生）＞ R2：457人（56.6%） ⇒ R5：518人（58.3%）
- 少年サポートセンター*を設置し、子供や保護者からの相談の受理、子供への継続補導や立ち直り支援を行っていますが、非行少年総数の増加に伴い、触法少年を含む刑法犯少年の再犯者数が増加傾向となっています。
 ＜刑法犯少年の再犯者数（触法少年を含む）＞ R2：157人 ⇒ R5：154人
- スクールサポーター*を重点的に派遣した学校における、令和5（2023）年度中の暴力行為等の問題行動発生件数は、前年度比で24.5%減少しています。
- 広島県青少年健全育成条例の浸透により、コンビニや書店等をはじめとして、業界の自主規制の取組等、子供を有害な環境から守る取組が行われています。

課 題

- 新型コロナウイルス感染症の拡大による行動制限時に、十分な犯罪防止教室や防犯キャンペーン等が開催できなかったことにより、各種防犯対策の周知や子供の規範意識の醸成に至っておらず、子供の防犯意識や規範意識醸成のための取組を推進していく必要があります。
- 子供のインターネット利用が増加する中、SNS等を介したトラブルや犯罪に巻き込まれる危険性が高いことから、子供や保護者の情報リテラシー*の向上が必要です。【再掲】
- 子供が使用するスマートフォンについて、有害情報の閲覧等を防止するためのフィルタリング*の有効性やカスタマイズについての認識が高まっていないため、利用が進んでいません。【再掲】
- 少年院出院者や保護観察処分少年に対し、高等学校等への復学・進学に必要な情報が十分に提供されていない場合があります。

取組の方向

- ▶ チラシや広報誌をはじめ、テレビやラジオ、インターネット、オトモボリス*等、多様な広告媒体を活用し、地域の犯罪・防犯に関する情報をタイムリーに発信します。

- ▶ 学校等における犯罪防止教室の開催等を通じて、子供の防犯意識を高め、犯罪被害から守る取組を強化するとともに、加害者にもならないための規範意識を醸成します。
- ▶ 学校や地域との連携強化により、子供に対し、社会生活におけるマナーとルールを守るという規範意識の醸成を図ります。
- ▶ 関係機関と連携し、広島県青少年健全育成条例を適正に運用するとともに、性被害の未然防止に繋がるよう、広報啓発を実施します。【再掲】
- ▶ フィルタリングの利用促進等、インターネットの適正な利用について、子供の発達段階に応じた啓発活動を実施するとともに、関係機関・団体と連携し、保護者や青少年活動に携わる人等に対する広報啓発を実施します。【再掲】
- ▶ 広島県青少年健全育成条例に基づく立入調査や関係機関と連携した広報・啓発の実施により、有害環境の改善等、子供を取り巻く社会環境の整備を図ります。
- ▶ 少年サポートセンターを中心とした相談受理や立ち直り支援活動を推進します。
- ▶ 少年院や保護観察所等と連携し、少年院出院者、保護観察処分少年に、復学・進学に関する情報として、高等学校等における授業料等支援制度、定時制・通信制高等学校等の情報が届くよう取り組みます。

成 果 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合	76.3%	80.0%
指標の設定趣旨 地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定しました。		

参 考 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
刑法犯認知件数 (全体) ※ 1	14,188 件	-
刑法犯少年の再犯者率 (触法少年を含む) ※ 2	20.7% (R2～R5 の平均値)	-
フィルタリング利用率(スマートフォン)	30.5%	50.0%

※ 1 令和 11 (2029) 年度の目標 (刑法犯認知件数) については、令和 7 (2025) 年末に策定する次期「減らそう犯罪」ひろしまアクション・プランの指標に準じて策定する予定であり、本プラン策定時において設定できない。

※ 2 刑法犯少年の再犯者率については、刑法犯少年の検挙人数に占める再犯者数を算出したものであり、現状値は、統計のある令和 2 (2020) 年から令和 5 (2023) 年までの平均値で算出している。
目標値については、前プラン (R2～R6) の平均値を踏まえ設定する。

柱5

子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

(6) 子供の交通安全の取組の推進

現 状

- 子供（18歳以下）が関係する交通事故は、平成14（2002）年をピークに減少傾向にありますが、令和5（2023）年中は、全事故件数（4,766件）の約10%に当たる477件が発生し、3人の尊い命が失われるなど、未就学児を始めとする子供が関係する交通事故が後を絶ちません。
 - ＜交通事故死者数＞ R1:5人 ⇒ R5:3人
 - ＜交通事故発生件数＞ R1:610件 ⇒ R5:477件
- 子供が関係する交通事故の学齢別では高校生が約4割と最も割合が高く、また、当事者別では、自転車が全体の約7割、歩行者が約2割を占めています。
 - ＜交通事故の学齢別発生状況（R5）＞
 - 幼児:8件（1.7%）、小学生:103件（21.6%）、中学生:90件（18.9%）
 - 高校生:190件（39.8%）、その他:86件（18.0%）
 - ＜交通事故の当事者別発生状況（R5）＞
 - 歩行者:84件（17.6%）、自転車:314件（65.8%）、その他:79件（16.6%）
 - ※ 18歳以下の当事者同士の事故の場合は、第1当事者の数値を反映

課 題

- 自転車を利用することの多い小学生、中学生及び高校生に対しては、交通社会の一員であることを考慮し、自転車利用に関する道路交通の基礎知識、交通安全意識及び交通マナーに係る教育を充実させる必要があります。
- 地域が一体となった交通安全教育・普及啓発活動を効果的に推進するため、地域や家庭において、子供、父母、祖父母等の各世代が交通安全について話し合い、注意を呼びかけるなど世代間交流の促進に努める必要があります。
- 子供が安全で安心して通行できるよう、生活道路や通学路等においては、「人」の視点に立った交通安全対策及び、教育機関・道路管理者等と連携・協力して通学路等の安全点検や安全確保を実施し、効果的な交通規制等の推進を図る必要があります。

取組の方向

- ▶ 市町や交通安全推進団体等と連携して、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進します。
 - 自転車については、自動車等に衝突された場合には被害者となることから、すべての年齢層へのヘルメット着用の徹底を図るとともに、歩行者等と衝突した場合には加害者となることから、指導取締りや広報啓発活動を推進します。
 - 歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うことといった交通ルールの周知を図るとともに、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気を付けること等、歩行者が自らの安全を守るための行動を促すための交通安全教育等を推進します。
- ▶ 生活道路の安全対策については、「ゾーン30*」の設定や「ゾーン30」に加えて物理的デバイスを適切に組み合わせ、更なる交通安全の向上を図ろうとする「ゾーン30プラス*」の推進等により、引き続き、自動車の速度抑制を図るための道路交通環境整備を進めるほか、可搬式速度違反自動取締装置の整備を活用した生活道路における適切な交通指導取締りの実施、生活道路における安全な走行方法の普及、幹線道路を通行すべき自動車の生活道路への流入を防止するための対策等を推進します。

成 果 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合	76.3%	80.0%
指標の設定趣旨 地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定しました。		

参 考 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
交通事故死者数（全体） ※	78 人	-
交通事故重傷者数（全体） ※	826 人	-
子供（18 歳以下）が関係する交通事故重傷者数	72 人	70 人以下
子供（18 歳以下）が関係する交通事故発生件数	477 件	400 件以下

※ 当指標における令和 8（2026）年度～令和 11（2029）年度の目標については、交通安全対策基本法に基づく国の交通安全基本計画を踏まえた上で作成する「第 12 次広島県交通安全計画(R8～R12)」において設定されるものであるため、令和 6（2024）年度において設定できない。